

エラーコード解説

本解説は、問い合わせの多い返戻内容を掲載しています。解説をご一読いただき、“対応”に従って処理をお願いします。

目 次

- 1 内容「無効もしくはサービス台帳に未登録」（備考 ADD 1）・・・・・・・・・・ [P 1](#)
- 2 内容「市町村の認定変更が未決定」（備考 1 2 P A）・・・・・・・・・・ [P 2](#)
- 3 内容「市町村認定の給付率と相違」（備考 1 2 S A）・・・・・・・・・・ [P 4](#)
- 4 内容「支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要」（備考 返戻）・・・ [P 6](#)

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者 介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	R5.1	11		5,675	A	サービス事業所番号：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
△△市	カゴ 知								

内容「サービス事業所番号：無効もしくはサービス台帳に未登録」 備考「ADD1」

↳ エラー箇所

ポイント！ サービス台帳とは？

指定権者は国保連合会に以下のような事業所の情報を登録しています。

サービス台帳・・・事業所のサービス種類ごとの届出情報等を登録

原因：事業所番号は国保連合会に登録されていますが、事業所が取り扱っているサービス（訪問介護等）が本会に登録されていない場合にエラーとなります。

また、住所地特例対象者の場合、「給付費明細欄」ではなく「（住所地特例対象者）給付費明細欄」に記入（入力）する必要があります。「給付費明細欄」に誤って記入（入力）した場合、又は「施設所在保険者番号」欄に誤りがある場合にエラーとなります。

（住所地特例対象者）給付費明細欄

給付費明細欄 （住所地特例 対象者）	サービス内容	サービスコード				単位数				回数	サービス単位数				公費分 回数	公費対象単位数				施設所在 保険者番号	摘要

対応：「サービス種類」、「事業所番号」及び「給付費明細欄」の記入（入力）に誤りがないか等を確認し、誤りがあれば修正して再提出します。

誤りが無い場合は、「県・下関市・各市町」（以下「指定権者」という）が国保連合会へ事業所を登録する際の誤りや登録漏れ、又は事業所が指定権者への申請の際にサービス種類の記載誤り等の可能性がありますので、指定権者へ照会してください。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	R5. 1	11		15, 869	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	1 2 P A
△△市	かこ 知								
990000	0000000001	請	R5. 1	11		15, 869	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	1 2 P A
△△市	かこ 知								

1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。

内容「証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定変更が未決定」 備考「1 2 P A」

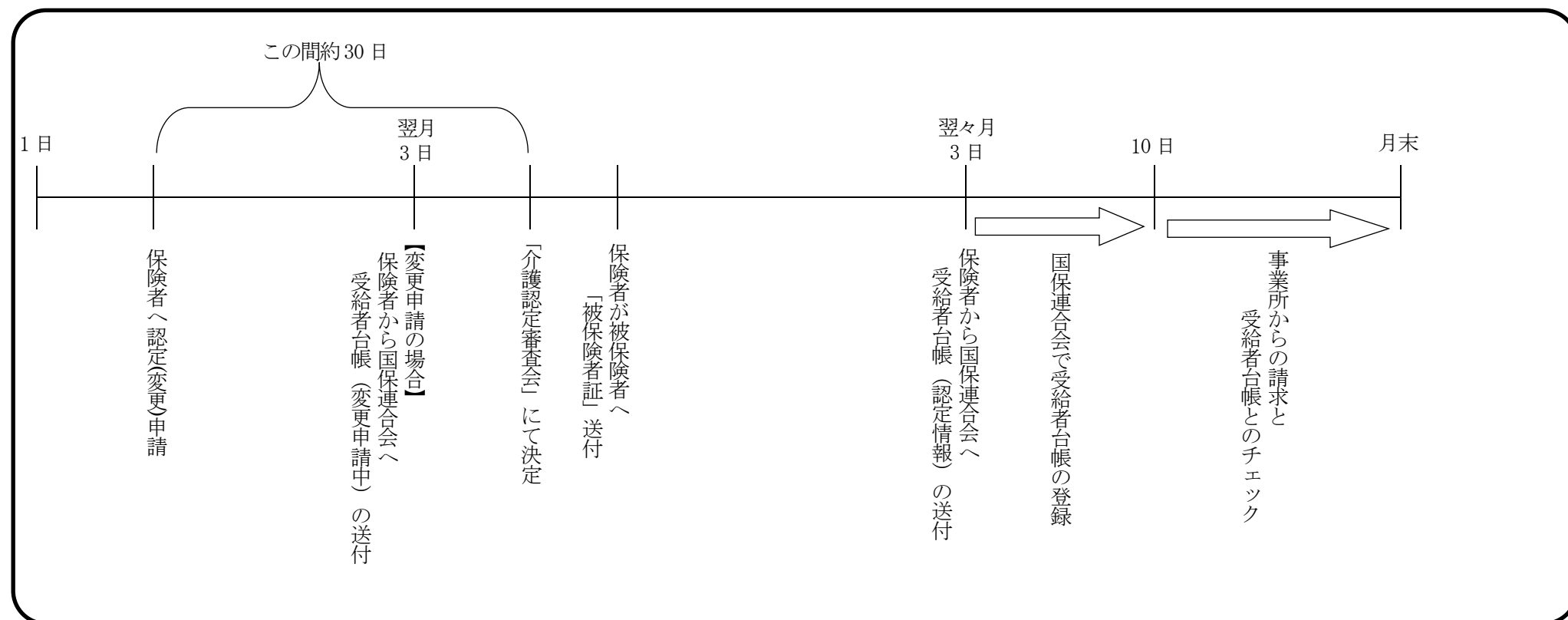
↳ エラー箇所

原因：保険者（市町村）が国保連合会に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更申請中」となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合に発生します。

対応：該当の保険者（市町村又は福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。申請が確定（却下を含む）し、受給者情報に登録したことを確認の上、再請求します。

要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録までについて、次ページをご参照ください。

☆ 要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録まで



要介護認定の申請（変更申請）から認定の決定まで通常 30 日程度ですが、手続きの不備等があれば 30 日以上の日数がかかる場合があります。

図のような場合は、認定申請の翌月に介護給付費を請求しても 1 2 P 0 エラー（受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません）、変更申請の場合は 1 2 P A エラー（変更申請中の受給者です）になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定日等を確認して国保連合会に受給者台帳（認定情報）の登録が終了する月以降に請求してください。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R5. 1	51		21, 360	B	保険給付率：市町村認定の給付率と相違	1 2 S A
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R5. 1	51		21, 360	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	A S S A

内容「保険給付率：市町村認定の給付率と相違」 備考「1 2 S A」

↳ エラー箇所

「ASSA」は、12SA エラーに付随したエラーのため、別途対応は必要ありません。

原因：受給者台帳の給付率と請求明細書に記載された給付率が相違することに伴い、受給者台帳の給付率に基づき計算された値を超えているため、エラーとなります。

対応：請求明細書に記載された給付率が正しいかを確認し、誤っている場合は正しい給付率および請求額に修正の上、再請求してください。

なお、給付率に誤りがない場合は、国保連合会に登録している給付率と相違がないか保険者（市町村又は福祉事務所の介護保険担当係）へ照会してください。

エラーとなる請求明細書の例を次ページに掲載しておりますのでご参照ください。

「備考」欄 エラーコード＝12SAとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	(フリガナ)	カゴ 知									
	氏名	介護 太郎									

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード					回数 日数	サービス単位数					公費分 回数等	公費対象単位数					摘要
	福祉施設Ⅱ3	5	1	1	1	3	5	7	1	2	3	0	2	1	3	6	0		1
	合計																		

① 保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の給付率と、請求明細書の給付率が異なっているため、12SAエラーとなります。なお、国保連合会は、保険者が登録している給付率に補正します。

請求額集計欄	区分	保険分						公費分					
	① 単位数合計		2	1	3	6	0						
	② 単位数単価	1	0	0	0		円/単位						
	③ 給付率		9	0			／100						
	④ 請求額（円）	1	9	2	2	4	0						
	⑤ 利用者負担額（円）		2	1	3	6	0						

受給者台帳
（保険者（A市）が国保連合会に登録している受給者の情報）

被保険者番号	被保険者名	保険給付率
0000000001	カゴ 知	80%

② 補正した給付率を基に国保連合会システムで再計算します。
単位数合計：21,360
単位数単価：10.00円
給付率：80%
請求額：170,880円
利用者負担額：42,720円

③ 請求明細書に記入（入力）されている請求額“192,240円”の方が再計算した請求額“170,880円”より大きいので、ASS Aエラーとなります。

エラーの原因と対応

原因・・・
受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、請求明細書に記載されている請求額“192,240円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“170,880円”より大きいため、エラーとなっています。
対応・・・
給付率、請求額、利用者負担額を修正し、再請求してください。
請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している給付率に誤りがないか保険者へ照会してください。

←→ 突合を行う箇所

←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	R5.1	15		10,043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	返戻
△△市	かこ 知								

内容「支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要」 備考「返戻」

原因：請求明細書に対する給付管理票の提出がない、又は返戻となっています。

対応：該当利用者の居宅介護支援事業所等へ連絡をして、給付管理票の提出を依頼します。

請求明細書は返戻となっているので再請求する必要があります。